

障 発 1112 第 6 号
平成 27 年 11 月 12 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 27 年厚生労働省令第 150 号) が本年 9 月 29 日に公布され、平成 28 年 1 月 1 日から施行されます。

これにより、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)等の一部が改正され、各種給付の支給を申請する際の申請書の記載事項等に個人番号を追加することとされました。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりですので、御了知の上、運用をいただくとともに、管内の市町村(特別区を含む。)、関係団体、障害者施設等への周知方よろしくお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨(障害福祉分野関連部分に限る。)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 25 年法律第 28 号。)の施行に伴い、個人番号の取得・確認を行うため、以下の手続における申請・請求・届出事項等に個人番号を追加する改正を行う。

第2 個人番号が追加される手続一覧（括弧内は根拠条文）

【児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）】

- ・ 特例障害児通所給付費の支給の申請（第18条の5第1項）
- ・ 通所給付決定の申請（第18条の6第1項）
- ・ 通所給付決定の申請内容の変更の届出（第18条の6第7項）
- ・ 通所受給者証の再交付の申請（第18条の6第9項及び第10項）
- ・ 通所給付決定の変更の申請（第18条の21）
- ・ 高額障害児通所給付費の支給の申請（第18条の26第1項）
- ・ 入所給付決定の申請（第25条の7第1項）
- ・ 入所給付決定の申請内容の変更の届出（第25条の7第7項）
- ・ 入所受給者証の再交付の申請（第25条の7第9項及び第10項）
- ・ 高額障害児入所給付費の支給の申請（第25条の17第1項）
- ・ 特定障害児食費等給付費の支給の申請（第25条の19第1項）
- ・ 障害児相談支援給付費の支給の申請（第25条の26の3）

【身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）】

- ・ 身体障害者手帳の交付の申請（第2条第1項及び第2項（別表第2号「身体障害者手帳交付申請書」））
- ・ 身体障害者手帳交付台帳の整備（第6条）

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）】

- ・ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備（第26条）

【特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）】

- ・ 特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求（第1条（様式第1号「特別児童扶養手当認定請求書」））
- ・ 特別児童扶養手当額の改定の請求（第2条（様式第4号「特別児童扶養手当額改定請求書」））
- ・ 所得状況の届出（第4条（様式第6号「特別児童扶養手当所得状況届」））

【障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）】

- ・ 障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求（第2条（様式第1号「障害児福祉手当認定請求書」及び様式第3号「障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届」））
- ・ 現況の届出（第5条（様式第3号「障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届」））
- ・ 特別障害者手当の受給資格についての認定の請求（第15条（様式第5号「特別障害者手当認定請求書」及び様式第7号「特別障害者手当所得状況届」））
- ・ 現況の届出（第16条において読み替えて準用する第5条（様式第7号「特別障害者手当所得状況届」））

【障害者総合支援法施行規則】

- ・ 支給決定の申請（第7条第1項）
- ・ 支給決定の変更の申請（第17条）
- ・ 支給決定の申請内容の変更の届出（第22条第1項）
- ・ 受給者証の再交付の申請（第23条第1項）
- ・ 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の申請（第31条第1項）
- ・ 特定障害者特別給付費の支給の申請（第34条の3第1項）
- ・ 特定障害者特別給付費の申請内容の変更の届出（第34条の3第4項）
- ・ 特例特定障害者特別給付費の支給の申請（第34条の4第1項）
- ・ 地域相談支援給付決定の申請（第34条の31第1項）
- ・ 地域相談支援給付決定の変更の申請（第34条の44）
- ・ 地域相談支援給付決定の申請内容の変更の届出（第34条の48第1項）
- ・ 地域相談支援受給者証の再交付の申請（第34の50第1項）
- ・ 特例地域相談支援給付費の支給の申請（第34の53第1項）
- ・ 計画相談支援給付費の支給の申請（第34条の54第1項）
- ・ 支給認定の申請（第35条第1項）
- ・ 支給認定の変更の申請（第45条第1項）
- ・ 支給認定の申請内容の変更の届出（第47条第1項）
- ・ 医療受給者証の再交付の申請（第48条第1項）
- ・ 補装具費の支給の申請（第65条の7第1項）
- ・ 高額障害福祉サービス等給付費の支給申請（第65条の9の2第1項）

※今般の改正により、申請書等の記載事項に個人番号を追加された手続のうち、申請書等の様式を法令や通知で定めておらず、地方自治体が独自に定めているものについては、当該様式に個人番号の記載欄を追加する必要がある。

第3 施行期日

平成28年1月1日